渡良瀬遊水地口ゴマーク使用マニュアル

平成29年3月29日

渡良瀬遊水地保全•利活用協議会

はじめに

このマニュアルは、渡良瀬遊水地の価値や魅力をさらに高め、親しみを深めてもら うことを目的として作成したロゴマークの活用を促進し、使用方法等の統一を図るた め、基本的なルールをまとめたものです。

1 使用方法

(1)使用届出書の提出

ロゴマークを使用したい場合は、当協議会事務局である国土交通省利根川上流河川事務所(以下「事務局」)という。)あてに「渡良瀬遊水地ロゴマーク使用規程(以下「使用規程」という。)」に基づく、使用届出書をメールにて提出してください。

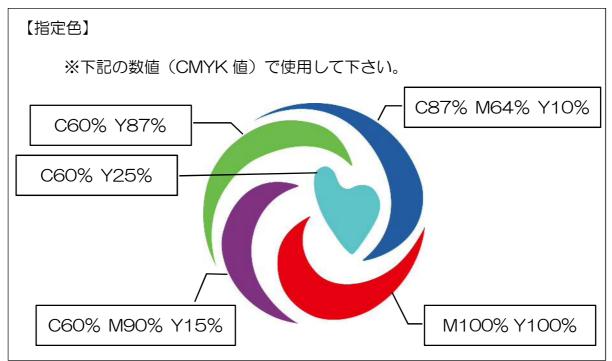
なお、既に提出した使用届出書の記載事項のうち、使用目的に変更が生じた場合には、新たに使用届出書を提出して下さい。

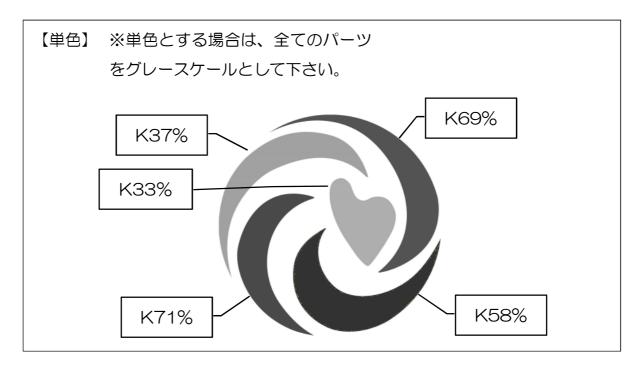
(2)変更届出書の提出

使用届出書の使用目的以外の記載事項に変更が生じた場合(担当者名のみの変更を除く)は、使用規程に基づく「変更届出書」を事務局あてにメールにて提出してください。

(3)形、色の指定

原則として、下記に示すものを基本として、形の変更や指定の色以外での使用 はできません。事務局より提供する電子データを使用してください。





(4)使用料

ロゴマークの使用料は、無料です。

(5) 使用状況についての報告

使用開始後は、使用規程第7条に基づき、使用状況の分かる写真データ等(または、印刷物の場合は、原稿の PDF データ等でも可とする。)を事務局あてにメールで提出してください。

2 使用期間

使用届出書に記載した事項に変更が無い場合は、特に使用期間の<u>期限</u>はありません。

3 使用できるもの

渡良瀬遊水地に関する次の項目に該当する事業等

- (1) 美術・工芸・芸能・スポーツ又は自然生物の普及教育活動、セミナーの企画・ 運営又は開催、書籍の制作。
- (2)映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営
- (3)教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作(映画・放送番組・広告用のものを除く。)
- (4) スポーツの興行の企画・運営又は開催

【具体的な使用例】

- 各種スポーツ大会やイベント等の開催・運営
- 上記の広報・PRのためのチラシ、パンフレット、看板、のぼり旗など。

4 使用の制限

使用規程第4条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その使用を認められません。

5 遵守事項

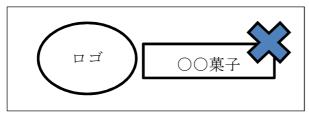
使用規程第5条各号に掲げる事項を遵守してください。

6 その他

使用規程及びこのマニュアルに基づく使用の可・否等について、次のQ&Aに示します。

【渡良瀬遊水地ロゴマーク使用に関する Q&A】

- Q1 ロゴマークの色や形を変えてもかまいませんか?
- A 1 色や形の変更はできません。指定色または単色で使用して下さい。
- Q2 商品にロゴマークを使用できますか?
- |A2| 特定の商品への使用は、その商品のロゴマークであると誤認される恐れがある ため認められません。



【使用届出書等の提出及びお問い合わせ先】

(渡良瀬遊水地保全・利活用協議会 事務局)

国土交通省 利根川上流河川事務所 調査課

〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北2丁目19-1

電話0480-52-3958 電子メール ktr-tonejo-chosa@mlit.go.jp